

○医療意見書特別助成のご案内○

高崎市では平成26年4月1日から市独自の制度で、小児慢性特定疾病医療給付の申請に必要な医療意見書等の作成費用を助成します。

助成を受けるためには申請が必要です。

以下のとおり申請してください。

■ 助成の対象となる意見書

助成の対象は小児慢性特定疾病の申請（新規・継続）のために市に提出した下記の意見書の作成費用です。

- ・ 医療意見書
- ・ 成長ホルモン治療用意見書
- ・ 人工呼吸器等装着者申請書

■ 助成を受けるための手続き

必要書類を添付して高崎市保健所 保健予防課に申請してください。

【助成申請の必要書類】

- ・ 特別助成申請書

・ 領収書（原本）

- ・ 口座登録申請書（2回目以降の場合は不要です。）
- ・ 振込先通帳のコピー（2回目以降の申請又は難病患者見舞金を受給している方は不要です。）

■ 注意事項

- ・ 申請書受理後に申請内容の審査等を行うため、助成金の振込みには6ヶ月程度かかる場合があります。振込み時には通知等が出ないため、通帳の記帳によりご確認ください。
- ・ 小児慢性特定疾病の申請に必要な意見書が助成対象です。1回の申請で同種類の意見書を複数枚作成した場合も、助成対象は1枚分になります。
- ・ 特別助成申請は意見書等の記載日から2年以内に申請してください。
- ・ 自己負担額助成、独自基準助成にも該当する方については、それぞれの助成の種別ごとに申請手続きを行ってください。
（口座登録は自己負担分助成又は独自基準助成を含めて、1回行っていただければ、2回目以降の独自助成申請の場合は不要になります。）
- ・ 医療意見書特別助成の申請は小児慢性特定疾病の申請と同時に行うことができます。
（同時申請していただくと手続きがスムーズに行えます。）

ご不明な点は、こちらにお問い合わせください。

高崎市保健所 保健予防課 難病対策担当
〒370-0829 高崎市高松町5-28
電話：027-381-6112（直通）